

小橋地区防災まちづくり協定

地区施設整備計画の名称	小橋地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	小橋町、元町2丁目、昌永町の各一部	
地区施設整備計画の対象となる面積	約 7.0 ha	
地区施設整備計画の目標年次	2044年（令和26年）	
災害に強い都市整備の目標	<p>本地区は、金沢市を代表する河川のひとつ浅野川の右岸側に位置し、藩政期以来の道路基盤を残す地区である。</p> <p>地区内には狭い道路が多く、老朽化が激しい木造住宅が密集しているほか、空き家や空き地も増加しつつあり、地震をはじめとする災害に強いまちをつくり、安全・安心の確保が急務となっている。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能、消防水利の確保を図る。</p> <p>(2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。</p>	
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	建築基準法を遵守し、道路中心線から2mを基準とし、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退する。
	建築物等の形態意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は透過性のフェンスとする。 レンガ、タイル、ブロック、石等を設ける場合は、高さが0.6m以下のものとする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には工作物を設置しない。
	その他	本地区の住民は以下に努める。 (1) 防災活動への協力 (2) 自主防災活動の実施 (3) 空き家、空き地、ブロック塀の適正管理 ・一時避難所、防災空地の適地に関する市への情報提供
	地区施設の整備	(1) 防災道路の整備等 ・主要な道路（幅員4m）の道路改良 ・防災道路相互の交差点（隔切り）の改良 (2) 用水点検口における防火用ピットの整備 (3) 狭い道路拡幅整備モデル事業による整備 (4) 一時避難所、防災空地等の整備

●この防災まちづくり計画に基づいて、金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例第20条第1項の規定により、令和 年 月 日に地区住民等と金沢市長とで防災まちづくり協定を締結しました。